

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 4598
25年11月21日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

裁判傍聴記

おはようございます。

11月17日(月)長崎地方裁判所別館2階211号法廷において支部の顧問弁護士である中川弁護士が担当する「ペット斎場死亡事件」の第1回口頭弁論があり、支部からも傍聴支援に行きました。

この事件は2020年に大村市のペット斎場で火葬業務に従事していた男性が火葬で使うブランケットの素材のセラミックファイバーを吸引しぜんそくの発作を起こして死亡しました。この件で遺族は会社が安全配慮義務に違反したなどとして長崎地裁大村支部に提訴しました。

14時から始まった裁判では原告である男性の妻が意見陳述を行いました。意見陳述では「主人は亡くなる前、会社では

責任がある立場になるなかで時間外労働や休日労働が続く、うつになっているとも話していました。主人が亡くなって5年になります。今でも突然涙がこぼれてくる。会社がいれば亡くならなかったのではないかと述べました。



口頭弁論終了後、1階控室で中川弁護士から詳しい事件の概要の説明がありました。

この死亡事件では諫早労働基準監督署から労災認定を受けていて会社も責任を認めています。只、会社は賠償金について、男性にぜんそくの持病があることで3割減、また、会社が支給していた防じんマスクをきちんと管理していなくて着用したのが原因として3割減と訴えています。原告側はぜんそくがあ

ったのは小学校1年生の時で結婚してからは1度もぜんそくにかかっていない。また、防じんマスクについても支給されていたのは聞いていないと反論しています。



今後の裁判の行方に関しては「会社が和解を持ちかけると思うが金額が折り合わなければ判決まで行くことになる」と述べました。最後に原告は「主人は裁判までするつもりですが、会社は誠実な対応がなくて私自身の気持ちも収まりません。そして」と裁判に踏み切った

「主人は裁判までするつもりですが、会社は誠実な対応がなくて私自身の気持ちも収まりません。そして」と裁判に踏み切った。中川弁護士によれば判決まで2、3年かかることなので支部としても勝利判決を勝ち取るまで支援していきたいと思えます。

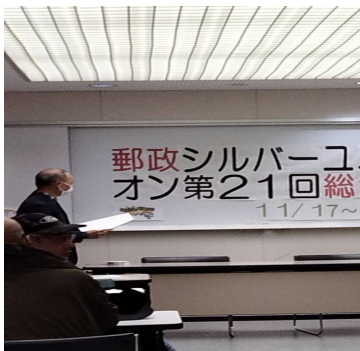
シルバーユニオン

第21回総会

11月17、18日の両日、東京のセントラルユースホテルで、郵政シルバーユニオン第21回総会が開催され、シルバーユニオン副代表の高口さん(前長崎中郵支部支部長)が参加されました。以下報告です。

東京、近畿、静岡、広島、九州などから20数名の皆さんが集いあい総会が開催されました。

三木代表のメッセージが挨拶で紹介され、連帯挨拶として、日巻郵政ユニオン委員長の挨拶、郵便局過労死家族会を代表して倉林さんの挨拶がありました。



総会は、経過報告と総括、会計報告、2026年度の活動方針の審議、

確認が行われ参加者の拍手を持って承認する事が出来ました。次期代表に郵政シルバーユニオン近畿地区の山本晃さんが選ばれ団結がなばろうで無事終了しました。



シルバーユニオンの存在を改めて考えてみると豊富な経験、友人関係の広さなどです。また、社会的メリット、やりがいある活動、発信などに力を活かして行くなど、生涯やりがいある挑戦をやり続けたいと考える皆さんの思いが厚く感じられました。私も勇気をもらい、改めて身の引き締まる思いで帰ってきました。出来る事が以前より限られてはきていますが出来ることを無理なく頑張っていきたいです。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員希望を主眼の正社員化を。

めいせが、均等待遇

ななくさ差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するべし！

